

令和3年8月3日

保護者の皆様

京都市立塔南高等学校
校長 小野 恭裕

「まん延防止等重点措置」発令を踏まえた教育活動について（お知らせとお願い）

平素から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、京都府に対して「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置」の適用が決定されるとともに、京都府知事が、令和3年8月2日（月）～同8月31日（火）の期間、京都市を重点措置地域とすることを決定されました。この間、市立学校におきましても部活動等に起因するクラスターが発生するなど、新規陽性者が連日確認されており、感染拡大防止に向けた取組を一層推進する必要があります。

学校といたしましても、引き続き、基本的な感染防止対策、生徒・教職員の健康観察の徹底を図りつつ、感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んでまいります。

ご家庭におかれましては、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 健康状態の把握について

(1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を添付の「健康観察票」に御記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。

また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めさせていただきますことをお願いいたします。

(2) 登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください（休日の部活動等を含む）。

登校前の健康観察で発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。

また、同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただくよう、ご協力をお願いいたします。

(3) お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話 681-0701）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

(4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。(学校閉鎖期間(8月10日(火)から8月16日(月))は連絡不要ですが、8月17日(火)以降に必ずご連絡をお願いします。)

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

2 部活動について

8月2日(月)から8月31日(火)までの期間、引き続き、感染対策を徹底したうえで、以下のとおり取り扱うこととします。

- (1) 日々の活動において、基本的な感染症対策はもとより、各競技等の特性も踏まえた感染拡大防止に向けた取組を徹底いたします。また、活動時間は、本校の部活動運営方針にもとづいて(平日は長くとも3時間程度、休業日(夏季休業中を含む)は長くとも4時間程度)実施してまいります。
- (2) 参加者は、原則として、自校を含め2校程度とするなど、可能な限り不特定多数の集合ではなく、管理できる人数といたします。
- (3) 活動場所は、原則として府内とします。府外で活動する場合は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での活動は行いません。また、それ以外の地域で活動する場合は、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるようにいたします。
- (4) 宿泊は、原則として、府内に限り可能といたします。府外で宿泊する場合は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での宿泊は行いません。
- (5) 交流先と事前に連絡を密に取り、感染防止のための必要な措置を適切に実施してまいります。
- (6) 大会・発表会等の参加についての制限はいたしません。

3 地域諸団体等の学校施設利用について

P T Aや地域諸団体等による学校施設の利用について、市所管施設の営業時間を20時までに短縮していることも踏まえ、20時までに活動等を終了していただきます。ただし、夏季休業期間終了後は、放課後(生徒の完全下校後)及び休日のみとし、20時までといたします。

4 偏見や差別は許されないことの啓発、心のケアについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導をするとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を行います。
- (2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行うこととします。
- (3) 京都市では下記の子どもに関する電話相談窓口を設置し、本校でもすべてのご家庭にステッカーをお配りしております。お気軽にご相談ください。

○こども相談24時間ホットライン

電話番号: # **7333** (ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。)

京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。

24時間365日対応。